

## 「納骨堂の運営」

「納骨堂の競売」 J・T・VAN井上 拓郎

北海道札幌市東区に白鳳寺という単立の寺院があります。札幌駅から北東に位置するこの寺院は、御霊堂元町という納骨堂を経営してりましたが、資金難から競売にかけられました。元々専門学校だった4階建ての建物を改装して事業を始めましたが、土地と建物の購入資金を借入して始めた為、資金繰りの目途が立たなくなり、最終的に札幌市の不動産会社に落札されました。この納骨堂は、仏壇式納骨壇の販売総数を1,500基で予定しておりましたが、10年間で800弱しか売れず、当初の返済計画通りにはいかなかった様です。販売総数の全てを売切った場合の納骨壇の永代供養料（納骨冥加金）と、納骨堂利用者から発生するお葬儀や法事などのお布施や施設利用料から返済する計画だったと思われませんが、販売計画の見通しが甘かったと言わざるを得ません。販売を外部の業者に委託するなどして早期に売切っていたのかも知れません。

こちらの納骨堂施設は、10月24日が明け渡しの期日だった為、納骨堂の利用者へ、納骨された骨壺（遺骨）の引取りを

お願いされていましたが、後日裁判所に申し入れをおこない、明け渡しの期日が11月21日まで延期となりました。今後については、不動産会社が納骨堂を経営する事が出来ない為、建物を解体し新しい建物を建てるのか、別の宗教法人の買い手を探すのか公表されておりませんが、白鳳寺の負債総額が約3億円の様ですので、結論が出るまでには時間が掛かるでしょう。そもそもこの寺院には墓地が無いとは言え納骨施設や葬祭ホールが有り、建物を壊して別の用途の建物を新築したとしても、買い手や借り手が付くのか疑問に思います。また別の宗教法人が買い取るとしても、再度納骨堂の経営許可を申請しなければならぬ為、実現は極めて困難です。簡単に経営許可はおりないからです。

大都市部には、5,000基超を収蔵できる機械式納骨堂を運営する寺院が幾つもあります。既に売切っているところも多く、当面は破綻の心配は少ないかも知れませんが、しかし施設の老朽化や、機械式搬送装置などの消耗パーツなどの状態によっては、今後大きな改修工事をしなければなりません。何十年か先の改修工事にかかる準備金を積み立てられなければ、その時は白鳳寺と同様に競売にかけられる事になるかも知れません。納骨堂の運営はそれだけ簡単ではないと言う事です。

## 「納骨堂の経営許可の基準」

宗教法人が新たに納骨堂事業を始める場合、都道府県（市または特別区）にあっては区）の担当部署にて墓地納骨堂の経営許可申請を行わなければなりません。納骨堂の経営許可申請の主たる窓口は健康福祉局の生活衛生課となっておりますが、墓地納骨堂の経営許可の規定が、都道府県（市または区）によつて若干異なります。基本的な指針は厚生省（現在は厚生労働省）が公表している「墓地経営・管理の指針等について」に示されており、ここでごく一部ですが幾つかご紹介します。墓地納骨堂の経営は、地方公共団体か宗教法人、及び公益法人に限るとなっております。俗にいう名義貸しは認められません。納骨堂事業を新たに始める場合、その建物（宗教施設）にて複数年の活動実績がなければなりません。新たに取得した施設では実績がない為、許可がおりません。安定的な経営を行なうに足りうる基本財産を有している事。また自己所有の土地である事。とあり、その法人の事業規模を大幅に超えた事業計画では、許可されません。さらに今後は少子化の影響により人口が減少する事は判っておりますので、この先の墓地納骨堂の経営許可は、より一層厳しいものになると思われまます。